

# 箱根町自治基本条例の体系図

前文（まちづくりの方向性など）

## 第1章 総則

第1条：目的 第2条：条例の位置付け 第3条：用語の定義

### \*理念と原則

## 第2章 自治の基本理念（自治を推進していくうえでの基本となる考え方）

第4条：自治の基本理念

## 第3章 自治の基本原則（基本理念を踏まえた自治の原則）

第5条：参加の原則 第6条：情報共有の原則

## 第4章 自治の担い手

第7条：町民の権利と責務 第8条：子どもの参加 第9条：事業を営むものの役割と責務  
第10条：地域コミュニティ 第11条：町議会の責務 第12条：町長の責務  
第13条：町職員の責務

### \*制度や仕組みなど

## 第5章 情報共有のための制度

第14条：情報の公開及び提供 第15条：個人情報の保護

## 第6章 行政運営

第16条：総合計画 第17条：組織の編成 第18条：財政運営  
第19条：行政改革 第20条：行政評価 第21条：町民要望  
第22条：意見聴取制度 第23条：審議会など 第24条：公益通報

## 第7章 住民投票制度

第25条：住民投票制度

## 第8章 その他

第26条：国際観光地 第27条：広域連携 第28条：条例の見直し

# 平成21年4月1日からスタートします!! 箱根町自治基本条例



## ～ 箱根町自治基本条例 前文 ～

私たちのまち「天下の嶮箱根<sup>けん</sup>」は、富士を映す名鏡芦ノ湖や美しい山なみを中心とした四季折々の一大自然美、古くから東海道の要衝であった箱根関所をはじめとする歴史的文化遺産、更には豊かな温泉に恵まれた国際観光地です。

今日ある箱根は、先人の英知とたゆみない努力により、町民のみならず、訪れる多くの人に愛され発展してきました。

この恵まれた自然環境、積み重ねてきた歴史、そして培われた文化を次代に継承し、今まで以上に住んで良いまち、訪れて良いまちにしていくためには、町民、町議会及び町が、より一層関係を深め、協力してまちづくりを行う必要があります。

このような認識のもと、町民が主体のまちづくりの実現を目指し、本町の自治の基本を定める規範として、ここに箱根町自治基本条例を制定します。

平成21年3月25日発行 箱根町企画観光部企画課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256

TEL:0460-85-9560 FAX:0460-85-7577 E-mail:web\_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

箱根町ホームページ <http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>

# 箱根町自治基本条例

この条例は、町民・町議会・町の協働でつくりあげた本町の最高規範です。



※本条例における「町民」の定義

- ・住民
- ・町内に別荘を有する者
- ・町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの、活動するもの

まちづくりに関する情報の提供など

審議会等への参加、重要な計画等の案への意見の提出など

請願・陳情、議会傍聴など

議会活動に関する情報の提供など

## 町民

- ・安全で安心な生活を営む権利、まちづくりに関する情報を知る権利、参加する権利があります。
- ・まちづくりへの参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。

### ● 自治の基本理念（自治を進めていくうえでの基本となる考え方）

- ・ **町民主体のまちづくり**  
町民一人ひとりを尊重し、町民が主役のまちづくりを進めます。
- ・ **協働のまちづくり**  
町民・町議会・町は、それぞれの役割と責任を果たすとともに、互いに不足する部分を補って、協働でまちづくりを進めます。

### ● 自治の基本原則（基本理念を踏まえた自治の原則）

- ・ **参加の原則**  
町民は、「町民主体のまちづくり」を進めるため、まちづくりに参加することを原則とします。
- ・ **情報共有の原則**  
町民・町議会・町は、「協働のまちづくり」を進めるため、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

## 町（行政）

- ・本条例にのっとり行政運営を行います。
- ・町民の意向を適正に判断したまちづくりを推進します。
- ・全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。

## 町議会

- ・町民を代表する議事機関として、本町の意味決定を行います。
- ・町による行政運営が適正かつ効率的に行われるよう監視します。
- ・議会活動に関する情報を町民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営に努めます。

条例や予算等の議案提出など

議案の議決、行政運営の監視など

## 自治基本条例制定の背景

### 地方分権改革

地域の実情に合った行政サービスを実施できるようにするため、国に集中している権限や財源を県や市町村に移す「地方分権改革」が進められています。

### 自己決定・自己責任

地方分権改革の進展により、自治体には「地域のことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていくこと（自己決定・自己責任）」が求められています。

### 自治基本条例

こうした中では、私たちのまちの自治を進めていくうえでの基本的なルールを明確にしておく必要があることから、自治基本条例を定めました。